

中国深セン
深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海
上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場8号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京
北京市東城区
灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北
台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール
セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク
ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

北京外資系独資旅行社設立の手続きと費用

特に明記しない限り、本見積書で紹介される外資系独資会社とは、中国の「会社法」及びその他の関連法律法規に基づき、構成・設立され、一つ又は複数の外国投資者に 100%所有され、且つ中国の「旅行法」、「旅行社条例」及びその実施細則に基づいて中国国内の旅行業務及び入国旅行業務の経営許可を得た有限責任会社を指します。有限責任会社は、外国投資者が中国大陆における投資・経営活動を行う最も多く利用される投資形態です。

概要

本見積書は、中国国内の旅行業務と中国への入国旅行業務に従事し、且つその事業範囲に旅行社業務経営許可証以外のその他の特別な免許又は許可（事前承認又は事後承認）が必要となる業務が含まれない外資系独資旅行社（有限責任会社）を北京において設立することのみに適用されます。

当事務所は、北京において旅行業務を主な事業範囲とする外資系独資会社を設立する費用が 15,000 人民元（約 22.7 万円）です。類似商号調査、名称承認から銀行口座の開設までのサービスが含まれています（第 1 節をご覧ください）。要するに、当事務所が設立証明書類をクライアント様に渡したら、クライアント様はその会社定款に記載されている業務を行うことができます。当事務所の設立サービス費用には、書類の認証及び翻訳等のサービスが含まれていません。当該費用は第 2 節をご覧ください。

外国会社又は個人は、北京において外資系独資旅行社を設立する際に、株主の認証済の身分証明書類、登録資本金額、会社名（商号）、会社の取締役、法定代表人者及び監査役となる者の身分証明書類及び事業範囲等を提供する必要があります。具体的には第 5 節をご覧ください。

一般的に、北京において旅行業務に従事する外資系独資有限責任会社を設立する時間は、約 12～14 週間です。前述の所要時間は、必要な設立書類を受け取った日から計算されます。具体的には第 7 節をご覧ください。

北京外資系独資旅行社の経営業務に旅行社業務経営許可証以外の免許又は許可を申請する必要がある場合には、当事務所はサービス費用を調整する可能性があり、且つ設立所要時間も相応に延長されます。詳細は当事務所の専門コンサルタントにお問い合わせください。

1. 設立サービスと費用

当事務所は北京において外資系独資旅行社を設立する費用が 15,000 人民元です。具体的には、以下のサービスが含まれます。

- (1) 会社設立登記及び旅行社業務経営許可証の申請書類の作成
- (2) 類似商号調査
- (3) 会社名称の予備審査
- (4) 営業許可証の申請
- (5) 会社印鑑の作成
- (6) 外商投資企業の設立届出
- (7) 旅行社業務経営許可証の申請
- (8) 人民元基本口座の申請
- (9) 外商国内直接投資登記
- (10) 外貨資本金口座の開設
- (11) 品質保証金口座の開設

備考:

- (1) 上記のサービス費用は外資系独資旅行社を設立する際に、各政府部門に納付する登記料を含んでいます。
- (2) 上記のサービス費用は書類の郵送料を含んでいません。
- (3) 本見積書の費用は全て税抜きの金額です。中国の増値税発票が必要な場合には、5%の税金を別途請求します。

2. オプションサービス

2.1 オフィス現地審査サービス

会社(旅行社)設立手続を行う過程で、北京市市場监督管理局、旅行行政管理部門は外資系独資旅行社のオフィスに対する現地審査を要求する可能性があります。オフィスの現地審査が要求された場合には、現地審査に出席するスタッフを当事務所が提供できます。現地審査出席のサービス費用は一回につき 2,000 人民元です。

2.2 認証サービス

第 1 節のサービス費用には、北京外資系独資旅行社の株主(メンバー)の身分証明書類の認証費用が含まれていません。投資者の身分証明書類は、駐投資者所在地の中国大使館・領事館又は授權機関に認証される必要があります。啓源は香港、シンガポール、台湾、ケイマン諸島、バミューダ及びその他の国や地域における会社又は個人の身分証明書類の認証サービスを提供できます。費用詳細は当事務所の専門コンサルタントにお問い合わせください。

2.3 オンラインバンキング申請サービス

第1節のサービス費用には銀行口座の開設が含まれていますが、オンラインバンキングの開設が含まれていません。オンラインバンキングの開設が必要な場合には、銀行に別途申し込む必要があります。当事務所はオンラインバンキングの申請手続きに支援できますが、2,000人民元のサービス費用を別途請求します。

2.4 書類翻訳サービス

第1節のサービス費用には書類の翻訳サービスが含まれていません。クライアント様が提供した書類(例えば、投資者の身分証明書類)を中国語に翻訳する必要がある場合、又は参考とした申請書類の英語版・日本語版を提供する必要がある場合には、当事務所は翻訳サービスを提供できますが、翻訳費用が別途請求となります。

3. 支払条件

注文と全額のサービス費用を受領した後、会社設立サービスを提供します。当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL での支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、5%の手数料を別途請求します。お支払いの手配のために、当事務所は注文確認後に、サービス費用の請求書、送金銀行情報及び支払案内をメールでクライアント様に送付します。

中国大陸の増値税又は台湾の営業税の発票が必要な場合は、現地税法による税金を別途支払う必要があります。

4. 会社基本構造

北京外資系独資旅行社の最低設立要求は以下の通りです。

- 最低各1名の株主、取締役及び監査役で構成される
- 株主は法人でも自然人でも可
- 取締役は国籍を問わず、自然人でなければならない
- 監査役は国籍を問わず、自然人でなければならない
- 一人で取締役及び監査役を同時に兼任できない
- 最低1名の旅行業者の経験又は関連専門経験を持つ経営管理者
- 北京で登録したツアーガイドの人数が規定に該当する
- 国内旅行業務及び入国旅行業務を取り扱う旅行社は、20 万人民元の品質保証金を品質保証金口座に1回で預け入れる必要がある

5. 必要書類

5.1 会社名(商号)の決定

会社名は、商号+行政区画+業界特徴+有限会社で構成されます。例えば、啓源(北京)旅行社有限会社、啓源旅行社(北京)有限会社又は北京啓源旅行社有限会社。商号調査のため、2～3個の会社名・商号をご提供ください。

5.2 投資者の個人情報又は投資会社の登録情報

北京外資系独資旅行社の投資者は、海外で設立された会社である場合には、その事業範囲、登録住所、電話番号、法定代表人(取締役)の氏名及び国籍、実質的支配者の情報及び持分構成図をご提供ください。外国籍の自然人である場合には、その住所、電話番号及び電子メール等の情報をご提供ください。

5.3 投資者主体資格証明書類原本

北京外資系独資旅行社の投資者は、その身分証明書類が中国政府に授権された認証機関(例えば、駐各国・各地の中国大使館・領事館)によって認証される必要があります。投資者が自然人の場合には、認証必要な身分証明書類はパスポートです。投資者が会社の場合には、営業許可証等の登記証明書類をご提供ください。

5.4 法定代表者の個人情報

北京外資系独資旅行社の法定代表人となる者の身分証明書類(中国籍の方は身分証、外国籍の方はパスポート)のコピー、中国大陸の電話番号、電子メール、住所、履歴書、電子版カラー証明写真が必要です。外国籍の方は、外国人就業許可書の申請手続きを行う必要があります。

5.5 監査役及び(総)経理の個人情報

北京外資系独資旅行社の監査役、総経理となる者の身分証明書類(中国籍の方は身分証、外国籍の方はパスポート)のコピー、中国大陸の電話番号、電子メール、住所が必要です。総経理となる者はその電子版カラー証明写真を提供する必要もあります。外国籍の方は、外国人就業許可書の申請手続きを行う必要があります。

5.6 取締役の個人情報

北京外資系独資旅行社の取締役となる者の身分証明書類のコピー1部が必要です。取締役会を設置する場合には、取締役会メンバー(最低3名)の身分証明書類のコピー各1部をご提供ください。取締役会を設置しない場合には、1名の執行取締役を選任する必要があります。

5.7 経営管理者の個人情報

北京外資系独資旅行社の経営管理者となる者の身分証明書類(中国籍の方は身分証、外国籍の方はパスポート)のコピー、中国大陸の電話番号、電子メール、住所、電子版カラー証明写真をご提供ください。外国籍の方は、外国人就業許可書の申請手続きを行う必要があります。

5.8 ツアーガイドの個人情報

北京外資系独資旅行社のツアーガイドとなる者の電子ツアーガイド証、労働契約書をご提供ください。

5.9 登録資本金と出資期限

中国大陸はすでに外資系独資会社の最低登録資本金制限を撤廃しましたが、国内旅行業務と入国旅行業務を取り扱う旅行社である場合には、登録資本金が最低 30 万人民元です。ただし、会社の将来の運営管理のため、北京外資系独資旅行社の実際運営状況に基づき、登録資本金額及び出資期限を確定することをお勧めします。

5.10 オフィス賃貸借契約書

北京外資系独資旅行社のオフィスの賃貸借契約書の原本 1 部、所有権証明書コピー、所有者の身分証明書類をご提供ください。オフィス場所は性質が商業用であり、賃貸借契約期間が最低 1 年でなければなりません。

5.11 口座開設の銀行名称と住所

クライアント様は外資系独資旅行社口座の開設銀行を自由に選べます。当事務所は、会社からの距離、サービス品質、業務効率、オンラインバンキングの理財機能があるかどうか等の方面によって決定することをお勧めします。多くのクライアント様が外資系銀行を利用しますが、外資系銀行は中国系銀行と比べ、要求が高く、審査時間が長く、理財維持費用が高い問題等がありますから、決定前に銀行に詳しく相談することをお勧めします。

6. 設立手続き

6.1 前期準備

(1) オフィスの賃借

投資者は北京において外資系独資旅行社のオフィスを賃借し且つ正式な賃貸借契約書を取り交わします。当該オフィスは商業用ビルにあり、且つ賃貸借契約期間が 12 ヶ月以上でなければなりません。

(2) 身分証明書類の認証

投資者は外資系独資旅行社の株主の身分証明書類の認証を手配する必要があります。

(3) その他の書類

また、投資者は取締役、監査役及び法定代表者の身分証明書類のコピー、住所等の書類及び情報を準備します。

6.2 営業許可証の申請

(1) 類似商号調査と名称の予備審査

外資系独資会社を設立する際に、まず北京市市場监督管理局で類似商号調査と名称の予備審査の手続きを行います。

(2) 営業許可証の申請

会社名の予備審査の手続きが完了後、投資者は北京市市場监督管理局に営業許可証を申請します。北京市市場监督管理局より営業許可証が発行された日から、会社は正式に成立し、営業開始できます。

(3) 会社印鑑の作成

外資系独資旅行社は北京市公安局に会社印作成批准書類を申請してから、指定の印鑑作成会社において印鑑を作成します。

(4) 投資項目届出の申請

北京市商務委員会へ投資項目届出を申請します。

(5) 旅行社業務経営許可証の申請

北京市旅行委員会へ旅行社業務経営許可証を申請します。

6.3 その他の登記手続き

(1) 外商国内直接投資登記

当事務所は北京外資系独資旅行社に代わって会社登記所在地の国家外貨管理局北京市支局(又は授權代表機関)において国内直接投資の登記を行います。

(2) 銀行口座の開設

当事務所はクライアント様が指定した銀行での人民元と外貨資本金口座の開設に支援します。

(3) 品質保証金口座の開設

当事務所は、北京外資系独資旅行社が旅行行政主管部門の指定した銀行で品質保証金専用口座を開設し、口座に品質保証金を預け入れます。

7. 設立所要時間

一般的に、北京において旅行業務を主な業務とする外資系独資有限責任会社を設立する時間は、約 12～14 週間です。実際に必要な時間は、北京市工商局及び旅行社の管轄機関の審査時間によります。具体的には下表をご覧ください。

順番	項目	所要時間 (営業日)
前期準備		
1	株主の身分証明書類の認証及びその他書類の準備	お客様による
2	オフィスの賃借	お客様による
登記申請		
3	類似商号の調査	1
4	商号の予備審査及び予約	1
5	営業許可証の申請	3
6	会社印鑑の作成	1
7	会社設立届出	1
8	旅行社業務経営許可証の申請	20
その他の登記手続き		
9	人民元基本口座の開設	7-10
10	外商国内直接投資の登記	7-10
11	外貨資本金口座の開設	7-10
12	品質保証金口座の開設	7-10
		約 12～14 週間

8. 登記書類一式(登録完了後に得られる法的書類)

旅行社の設立後、下記の法的書類をクライアント様に渡します。

- (1) 営業許可証の正本及び副本
- (2) 旅行社業務経営許可証
- (3) 会社定款
- (4) 会社印鑑(会社印、法定代表印、財務印、契約印)
- (5) 銀行口座開設に必要な書類

9. 合法的な維持サービス

北京において設立された全ての外資系独資旅行社は、中国の会計準則に基づき財務諸表を作成しなければならず、且つ年次財務諸表に対する監査及び監査報告の発行が中国の公認会計士によって行われる必要があります。また、税務法律法規に基づき、設立当月から（翌月申告）、毎月各項税務を申告しなければなりません。当事務所は定期的な会計記帳、税務申告、給与計算及び支払代行、銀行口座の操作及び年次所得税の合算清算納付等の合法的な維持サービスを提供しています。詳細は当事務所の専門会計士にお気軽にお問い合わせください。

参考資料：

1. 「北京外資系独資飲食会社設立の手續きと費用」

<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/299.html>

2. 「外資系独資会社北京支店設立の手續きと費用」

<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/295.html>



啓源サービス分野

✓ 会社設立	✓ 口座開設	✓ 商標登録	✓ 監査及び保証業務
✓ 合併買収	✓ 人事給与	✓ 知的財産権	✓ 税務申告
✓ 税務計画	✓ 会計記帳	✓ 賃貸サポート	✓ 貿易支援

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com